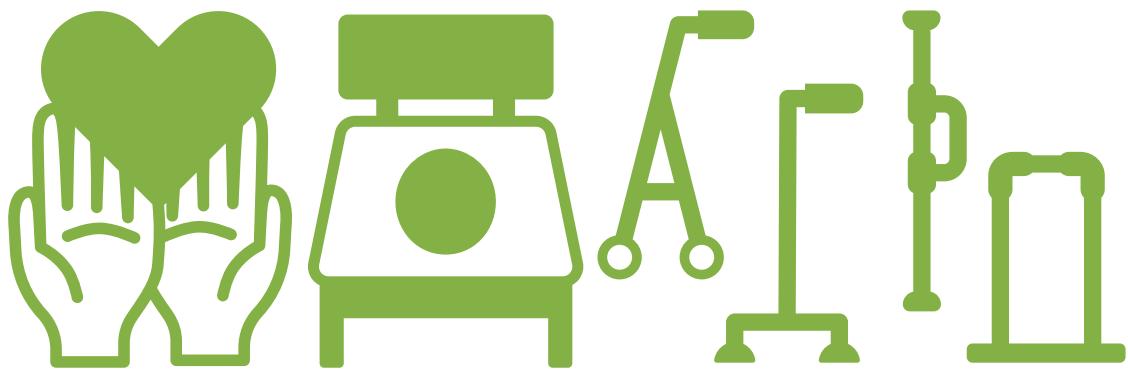


“災害時福祉用具” 調達支援ガイド



2025年6月
一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会
福祉用具委員会

目次

挨 拶	3
はじめに	4
第1章 福祉用具調達の目的と JRAT の役割	5
第2章 災害時に有効な福祉用具について	7
■ ① 平時における福祉用具の制度面での位置づけ	7
■ ② 災害時に有効な福祉用具について	8
第3章 福祉用具の選定	10
第4章 福祉用具の調達に関する体制と役割	11
■ ① 被災都道府県の地域 JRAT 対策本部本部長の役割	11
■ ② 物資調整班長の役割	11
■ ③ JRAT 隊の役割	12
第5章 福祉用具の調達支援	14
1 制度利用による調達支援	14
1-1 制度利用の概要	14
1-2 制度利用による調達の特長と注意点	16
1-3 制度利用の担当行政機関等と介護保険サービス事業所等の把握	16
1-4 アセスメントの実施と依頼	17
1-5 搬入・組立て	19
2 個別協定による調達支援	20
2-1 個別協定の概要	20
2-2 個別協定による調達の特長と注意点	21
2-3 事前確認	22
2-4 依頼の流れ	23
2-5 搬入・組立て	23

③ 物資調達・輸送調整等支援システムによる調達支援	25
3-1 物資調達・輸送調整等支援システムの概要	25
3-2 支援システムによる調達の特長と注意点	26
3-3 依頼の流れ	27
3-4 搬入・組立て	28
④ 義肢装具の調達支援	30
4-1 義肢装具の調達支援の概要	30
4-2 義肢装具の調達の特長と注意点	30
4-3 義肢装具製作事業所の把握	31
4-4 状況把握と依頼	31
4-5 義肢装具の新規製作、再製作、修理、調整等	33
第6章 啓発活動	35
別紙1 『災害時福祉用具調達支援チェックリスト』	36
別紙2 『福祉用具調達計画書・関係者リスト』	37
別紙3 『福祉用具配布リスト』	40
別紙4 『避難所で活用される福祉用具の種類』	41
別紙5 『福祉用具調達アセスメント・依頼書』	43
編集後記（マニュアルからガイドへ）	44
福祉用具委員会メンバー表	45

挨 拶

2025年6月

一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）

代表 栗原正紀

(長崎リハビリテーション病院 理事長)

令和6年1月1日の能登半島地震災害から約1年半が経過しました。未だ、多くの方々が仮設住宅での生活を続けられています。昨今の報道によれば独居生活者の中には「孤独死」で発見された方もおられたとのこと。まだまだ復興にはかなりの時間を要するようであり、今更のように大規模災害の厳しさが思い知らされています。

私たちJRATは、全国から6000人以上の仲間が支援し、最終的に石川県の地域リハビリテーション活動へ移行し、支援を終了いたしました。JRATの活動に賛同し、職員を派遣してくださった医療機関等や生活必需品を提供してくださった企業の皆様には深く感謝申し上げます。

今回の支援活動を通して、令和6年6月28日の国の中央防災会議で「防災基本計画」に日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）が明記されました。これは能登半島での多くの仲間たちの活動実績と共に、国会議員（リハビリ議連）の方々が、JRAT活動の重要性を評価し、応援をいただいたことによるものです。また、今回の国会で災害救助法等関連法令改正が成立し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の職名が明記されました。2011年に開始された組織的な災害リハビリテーション支援は、東日本大震災から約14年を経て正式に法律上で認知されることになりました。また、厚労省（老人保健課）から令和6年度老健事業として能登半島地震災害支援に関する実態調査が委託され、その結果として種々の課題が見てきました。更に、令和7年度のJRAT体制整備事業等の支援も受けることとなり、人材育成や支援の効率化を含めた体制強化が期待されています。これらJRATを取り巻く環境の進展は、「リハビリテーションの観点から災害時の生活不活発病対策を展開することで、災害関連死をゼロにし、被災者の早期自立・復興を支援する」というJRAT創設以来の理念とこれまでの努力の結果です。

熊本地震災害・西日本豪雨災害時の支援により、「福祉用具の適時・適切かつ迅速な供給」という課題が浮かび上がっておりました。この重要性を鑑みて、特別委員会を発足し、2022年に「災害時福祉用具等調達支援マニュアル」として初版をまとめました。今回の能登半島地震災害支援を通じて、更にバージョンアップされたのが「災害時福祉用具調達支援ガイド」です。改訂に際して、ご尽力いただいた「福祉用具委員会」の皆様に感謝申し上げます。

各地域のJRAT代表および関係者の皆様には、このガイドを参考にして行政と協力し、平時から災害時の福祉用具供給システムの構築をお願いします。

災害はいつでもどこでも起こる可能性がある“そこにある危機”となっています。これからも都道府県行政、医師会、支援団体、地域住民と協力し、地域の状況に応じた工夫をして、「災害レジリエンスな地域づくり」を推進していくことを強く期待しています。

はじめに

JRATの避難所等の支援活動において、生活不活発病等といった二次災害（※1）の発生を抑制するためには、福祉用具を効果的に活用し、被災者の活動性を高め、心身機能の維持・向上を図ることも有効的な手段として挙げられます。被災者的心身機能の低下につながる要因としては、

- ①災害や避難時における受傷によるもの
- ②災害によって日常的に利用していた用具等の滅失、破損によるもの
- ③家庭環境とは異なる避難所の生活環境によるもの
- ④長期化する避難生活によるもの
- ⑤精神的な負担によるもの

などが挙げられます。JRAT隊員は、これらの要因を的確に分析し、改善に努めています。

一方で、現状の避難所等における福祉用具の調達方法は、決して統一されたものではありません。自治体の対応、保健所や地域包括支援センター等の行政機関の対応、避難所の対応に委ねられており、被災者や支援者にとって、実際のところは発災してみなければ分からぬといった現状があります。過去の支援活動では、JRAT隊員がどこにどのような方法で福祉用具を依頼すれば良いか分からず、また、届いた福祉用具を誰が振り分け、組み立てるのかといった課題や、不要になった福祉用具の処理、費用負担の交渉・対応など、多くの課題があります。そして、全国で統一されたJRAT独自の調達システムの構築は、さまざまな事情を鑑みると現実的には不可能と言えます。

これらの課題を踏まえ、JRATの支援活動全体が円滑かつ迅速に行えるように、本ガイドでは、既存の福祉用具の調達の方法や流れ、備えといった調達支援について記載しています。避難所関係者に対し、適切な助言や依頼をし、被災者が避難所で身体状況を悪化させることなく過ごし、元の生活に戻れるように努めましょう。

なお、原則として本ガイドは避難所及び福祉避難所における対応とされていますが、支援活動を通じ、避難所関係者からの協力要請を受けて対応範囲が広がる場合もあります。その対応に有効な手段については、柔軟に活用してください。

※1：避難所内の環境に起因する疾病やケガに限ります。

福祉用具委員会
委員長 西村一志

第1章 福祉用具調達の目的とJRATの役割

○ 目的と役割

福祉用具は、JRAT隊員の支援活動において、被災者的心身機能の維持・向上を図るうえでは、必要不可欠な“道具”と言えます。避難所では、被災者の生活範囲は極めて狭められ、避難生活の長期化に伴い、生活不活発病等の発症が後を絶ちません。また、何らかの方法で福祉用具が避難所に届いたとしても、被災者の身体状況に合っていない福祉用具では、転倒・褥瘡・誤嚥といった二次障害（※2）につながる可能性もあります。これらを防ぐために、JRAT隊員は被災者の心身の状況や避難所の生活環境を広く的確に把握し、その改善に努める役割を担っています。

なお、JRAT隊員は、福祉用具を自ら調達することが役割ではありません。医療従事者として的確な状況把握を踏まえ、福祉用具の必要性を判断・助言し、調達された福祉用具を効果的に活用することが役割と言えます。そのためにJRAT隊員は、迅速に適切な福祉用具を調達できる流れやシステム等を正しく理解しなければなりません。

また、福祉用具の調達に向けた助言・依頼や、調達された福祉用具の活用は、JRAT隊員の支援活動の一つに過ぎません。災害リハビリテーション支援活動マニュアル（～令和6年能登半島地震における支援活動を踏まえて～）に沿った初動を開始したうえで、福祉用具の調達の必要性がある場合は、本ガイドを活用してください。

※2：福祉用具に起因する疾病やケガに限ります。

○ 多職種・他団体との連携の推進

JRATの支援活動においては、避難所に係る様々な職種・団体と連携しましょう。主に以下の団体が活動しています。

・ DMAT

「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。

・ DPAT（災害派遣精神医療チーム）

主として都道府県が体制整備をします。精神科医師・看護師・業務調整員を含む人員で構成されており、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、

専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行います。発災から48時間以内に被災地で活動するDPAT先遣隊のほか、被災地の状況に応じて、後続隊が派遣されます。1隊の活動期間は1週間程度です。

・**JMAT**（日本医師会災害医療チーム）

日本医師会が編成します。医師を始めとする医療従事者で構成され、主に、避難所や救護所において、医療や健康管理の側面から活動支援を行います。発災から48時間以降に活動します。

・**DHEAT**（災害時健康危機管理支援チーム）

DHEATは、専門的な研修・訓練を受けた都道府県および政令指定都市の公衆衛生医師、保健師など公衆衛生専門職および業務調整員により5名程度で構成されます。DHEATは、要請に基づき発災後早期から派遣され、被災都道府県の保健医療福祉調整本部および保健所などの指揮調整機能（マネジメント）が円滑に実施されるよう支援します。

・**DWAT**（災害派遣福祉チーム）

各都道府県において体制構築が急速に進んでいます。一般避難所での災害時要配慮者に対する福祉支援を目的に、介護福祉士・介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士などで構成されています。活動期間は都道府県により異なります（概ね発災から8日目以降で1カ月程度が多いようです）。



POINT!

- 医療従事者として、福祉用具の必要性を判断・助言しましょう！
- 調達された福祉用具を、効果的に活用しましょう！
- 適切な福祉用具の調達に向けて支援しましょう！
- 多職種・他団体の関係者と連携しましょう！

■ 福祉用具に関する事業所の用語について

・**福祉用具貸与事業所**

介護保険制度に則り、福祉用具貸与（レンタル）を行う事業所。市区町村または都道府県に登録している事業所。

・**補装具販売登録事業所**

特別な製作を必要としない補装具または日常生活用具を販売する事業所。市区町村または都道府県に登録している事業所。

・**義肢装具製作事業所**

義肢装具士が介入し、義肢装具の製作・修理・適合を行う事業所。市区町村または都道府県に登録している事業所。

第2章

災害時に有効な福祉用具について

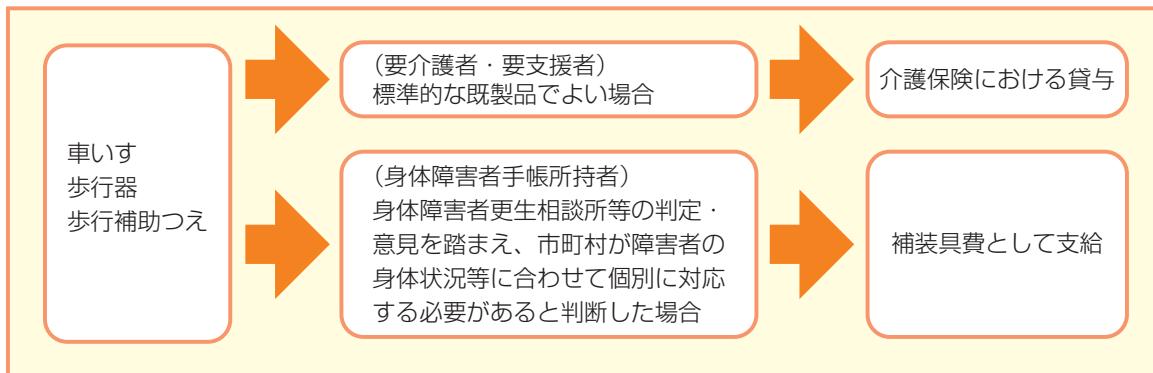
①平時における福祉用具の制度面での位置づけ

平時における福祉用具は、「介護保険法における（介護予防）福祉用具貸与費、特定（介護予防）福祉用具給付費として保険給付される場合」と「障害者総合支援法における補装具費として支給される場合、日常生活用具として給付または貸与される場合」とに大きく二つに分かれます（図1）。

介護保険法、障害者総合支援法で使用される福祉用具については、一部同じ福祉用具が使用されている場合がありますが、年齢・疾病・身体状況等を踏まえた自治体の判断により、利用できる制度は異なるため、以下を参照し、基本的な知識を把握しておくようにしましょう。

【参考資料】『福祉用具・補装具等の利用について』（一般財団法人保健福祉広報協会）

https://hcrjapan.org/pdf/2019use_of_welfare_equipment.pdf



一般社団法人保健福祉広報協会『福祉用具・補装具等の利用について』より引用

図1 福祉用具の制度面での位置づけ

なお、義肢装具を使用している被災者が避難所で避難生活することも想定し、Ver2からは新たに義肢装具の調達支援について追記しました（第5章の④）。



- 一つの福祉用具が、いくつかの制度利用の対象になっている場合があります。
- 本ガイドでは、青文字の福祉用具の調達を想定しています。

図2 各種制度の対象となる福祉用具の分類

各種制度の対象となる福祉用具の分類は図2のようになります。同じ福祉用具でも被災者が被災前に使用している制度によって分類は異なる場合もあり、それにより依頼の流れも異なります。特に義肢装具は外観ではどの制度を利用しているかは分かりません。第5章の④も参考にし、各種制度の対象となる福祉用具の分類を理解しておきましょう。



POINT!

- 各制度の対象となる福祉用具の分類を理解しておきましょう！

②災害時に有効な福祉用具について

JRATの支援活動において調達支援の対象とする福祉用具は、前述した制度の対象となる標準的な既製品の福祉用具のうち、避難所での利用に適した用具を対象としています。これは特に介護保険制度の対象となる貸与品を中心としていますが、災害時の福祉用具は、被災者の被災前の身体機能を維持させる用具や、被災によって低下した身体機能を、被災前の状態に近づけるための用具に限られます。避難所における支援の原則は、限られた空間と期間の中で、被災前の身体機能をできるだけ維持する活動であり、自宅に戻った後に活用される用具ではありません。加えて、避難所の共用部分に使われる福祉用具は、原則として市区町村により、予め避難者の身体状況等を想定し、準備されることが期待されます。そのような想定を超えて、JRAT隊員が医療従事者として必要と判断された用具が、調達支援の対象となります。

なお、避難所で良く使われる用具については、別紙4『避難所で活用される福祉用具の種類』にまとめています。

また、地域で福祉用具サービスを提供している貸与事業所等のカタログを予め入手しておくと、各地域で利用されている福祉用具が把握でき、被災者の身体状況を想定した対象品を絞り込むことができます。

【参考：近年の災害時に避難所で必要とされた福祉用具】

(移動・歩行に関する福祉用具)

車いす、歩行車、歩行器、杖など。

(移乗・起居動作に関する福祉用具)

置き型手すり、ベッド用サイドレール（特殊寝台用）、ベッド用L字柵（フラットベッド・布団用）など。

(その他の福祉用具)

シャワーシート、ポータブルトイレ、靴など。

※避難所生活では、簡易スリッパしか供給されない場合が多く、要配慮者の歩行では転倒リスクが増す傾向にあります。しかし、靴は日用品として扱われ、調達対象になっていないことが多くあります。このため、靴の調達は現地対策本部を通じて、日用品として提供できるように自治体に要請します。自治体による個別協定や、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して調達するように働き掛けます。



POINT!

- 制度上の福祉用具の位置づけを理解しておきましょう！
- 限られた空間と限られた期間で活用される福祉用具を対象としましょう！
- 自治体で具備すべき避難所備品は、啓発活動を通じて備えを促しましょう！

第3章 福祉用具の選定

JRATの災害リハビリテーション支援活動マニュアル（～令和6年能登半島地震における支援活動を踏まえて～）に沿い、リハビリテショントリアージ等の結果、福祉用具が必要であると判断された場合は、以下の点に注意して適切に福祉用具を選定します。

- ① 被災前の身体機能と避難所での身体機能を客観的に比較できるように、被災者本人（要配慮者）やご家族および避難所を巡回している保健師などの専門職から聞き取るようにします。（避難所に来てできなくなった動作、動きが減少している動作など）
- ② 機能低下や機能不全を起こしている要因を分析します。（被災・避難時の受傷によるもの、使用していた福祉用具の滅失・破損によるもの、住環境の違いによるもの、運動量の減少によるものなど）
- ③ 被災前の身体機能に近づけることを目的に、要因を踏まえて身体機能を補う観点で福祉用具を選定します。ただし、避難所での使用を想定した一時的な福祉用具を優先し、避難生活終了後にも使用される場合は、制度利用による福祉用具を選定します。
- ④ 義肢装具の滅失・破損の場合は、制度利用を促し、再製作・修理を助言します。このような場合は、義肢装具製作事業所に任せ、完了までの間の避難所における代替手段として福祉用具を選定します。（例えば、短下肢装具の破損による代替手段として、一時的に自走式車いすを選定するなど）
- ⑤ 選定した福祉用具により、できるようになる動作もできるだけ予測しておきます。
- ⑥ 選定した福祉用具の効果が予測できない場合は、福祉用具専門相談員や義肢装具士などの専門家に相談し、助言を受けるようにします。
- ⑦ 福祉用具の選定に要した情報や意見は、別紙5『福祉用具調達アセスメント・依頼書』（以下、指定依頼書）に記載しておきます。
- ⑧ トイレ・洗面所・玄関といった共用部分の福祉用具は、被災者の身体状況を踏まえて選定します。避難所の被災者の身体状況によって、選定される福祉用具や配置はさまざまです。万能型のトイレを一つ作るより、機能別にトイレを分けることなども効果的です。
- ⑨ DWATが関わっている場合は連携し、DWATが福祉用具の必要性の判断に困っている時には、積極的に応援しましょう。



POINT!

- 身体機能を的確に把握して選定しましょう！
- 一時的に使用する代替手段として選定しましょう！
- 共用部分はさまざまな被災者が使用することを想定して選定しましょう！
- 避難後も使用することが想定される場合は、制度利用を優先させましょう！

第4章

福祉用具の調達に関する体制と役割

①被災都道府県の地域 JRAT 対策本部本部長の役割

(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部本部長は、(被災都道府県の) 保健医療福祉調整本部または、(被災都道府県の) 災害対策本部において、被災した都道府県がどのような方針で福祉用具の調達を行うかを確認します。制度利用・個別協定・内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムの活用や、都道府県が緊急的に対応する場合もあり、都道府県の方針に沿って物資調整班長と協議し、福祉用具の調達の全体方針を定めます。ただし、調達方法の決定、周知に時間がかかることもあります、途中で変更される場合もあります。

発災時には、別紙1『災害時福祉用具調達支援チェックリスト』を活用することで、対応の漏れを防ぐことができます。

②物資調整班長の役割

物資調整班長の主な役割は以下のようになります。

- ① 被災した都道府県の福祉用具調達における具体的な対応方法の把握。
- ② 方針変更が必要になった場合の、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部本部長への提案と推進。
- ③ 被災した市区町村の福祉用具調達方法の把握と、別紙2『福祉用具調達計画書・関係者リスト』の策定(JRAT隊ロジ要員からの報告の集約)。
- ④ JRAT隊から報告された必要な福祉用具の調達依頼((被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部ロジ要員または、JRAT隊ロジ要員への指示)。
- ⑤ 依頼した福祉用具の避難所への搬入・搬出方法の確認と指示((被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部ロジ要員または、JRAT隊ロジ要員への指示)。
- ⑥ 調達した福祉用具の別紙3『福祉用具配布リスト』の作成。
- ⑦ JRAT隊ロジ要員への、福祉用具の移動・回収・廃棄指示。

物資調整班長は、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部本部長の定める全体方針を受け、都道府県の福祉用具の調達に関わる関係者と連携し、福祉用具の調達を依頼します。都道府県の方針が途中で変更される場合は、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部本部長に報告し、判断を仰ぎ、対応します。

物資調整班長は、被災した市区町村の福祉用具の調達方針を、JRAT隊ロジ要員から報告を受け、別紙2『福祉用具調達計画書・関係者リスト』を作成し、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部の関係者及び JRAT隊と共有します。

別紙5(指定依頼書)に基づき、JRAT隊から要請を受けた福祉用具の調達は、原則として(被災都道府県の)

地域 JRAT 対策本部が全体方針に則り一括して調達します。これにより、貸出品の把握と管理、JRAT 隊への引継ぎ、移動・回収指示などを行います。また、福祉用具の調達にあたっては、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部のロジ要員へ協力を要請し、物資調整班長に業務が片寄り過ぎないように配慮します。

なお、制度利用の場合は、関係者(自治体・地域包括支援センター・保健師などの行政職員)に対し依頼することまでを一区切りとし、その後の対応は関係者と被災者に任せるようにします。調達された福祉用具は、別紙3『福祉用具配布リスト』を作成し、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部・JRAT 隊で共有します。

物資調整班長または、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部のロジ要員は、調達された福祉用具の搬入・移動・回収を、JRAT 隊のロジ要員に指示します。また、支援活動の終了時には、物資調整班長が福祉用具調達の実績をまとめ、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部本部長に報告します。

③ JRAT 隊の役割

JRAT 隊は、各避難所で福祉用具の必要性を判断します(第3章参照)。特に、以下のポイントに注意し、個人用なのか、避難所での共用なのかを明確にします。

- ・身体機能を的確に把握して選定する。
- ・一時的に使用する代替手段として選定する。
- ・共用部分はさまざまな被災者が使用することを想定して選定する。
- ・避難後も使用することが想定される場合は、制度利用を優先させる。

必要と判断した福祉用具を、JRAT 隊のロジ要員が別紙5(指定依頼書)に記載し、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部(物資調整班長宛て)に依頼します。調達された福祉用具の搬入や組み上げ、点検、回収等について、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部から指示があった場合は実施し、日次報告書に記録します。また、指示された事項を各 JRAT 隊の支援期間中に完了できなかった事項や、被災者からの支援依頼や課題などは、引き継ぎ書に記録し、次チームに引き継ぎます。なお、調達された福祉用具が、避難所で効果的に使用されていることや、新たな課題の発生などを考慮し、JRAT 隊は継続してアセスメントを実施します。(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部が作成する別紙3『福祉用具配布リスト』を共有し、支援活動時に所在確認を行い、所在が不明な場合や、貸与品の使用者の変更が判明した場合などは、日次報告書に記録し、(被災都道府県の) 地域 JRAT 対策本部に報告します。

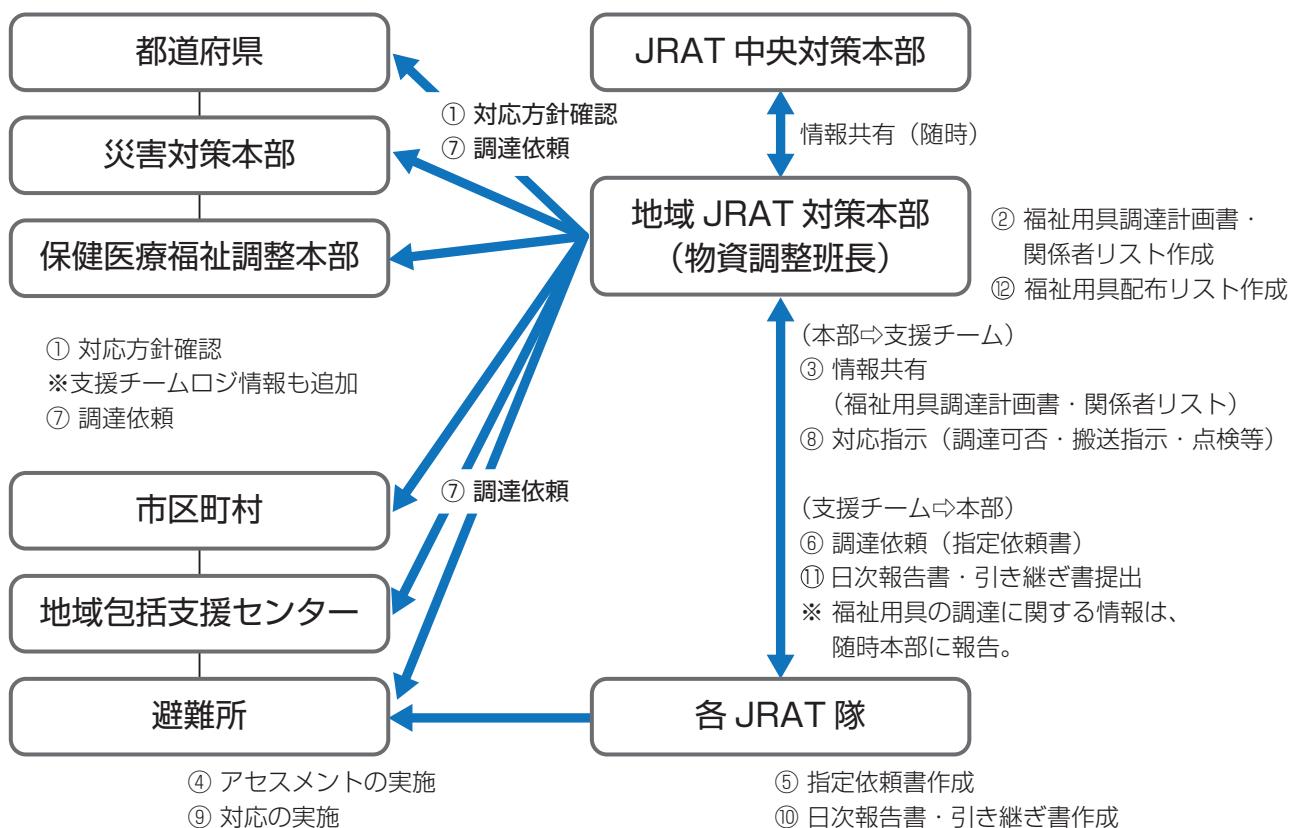


図3 発災時の体制と役割

第5章 福祉用具の調達支援

① 制度利用による調達支援

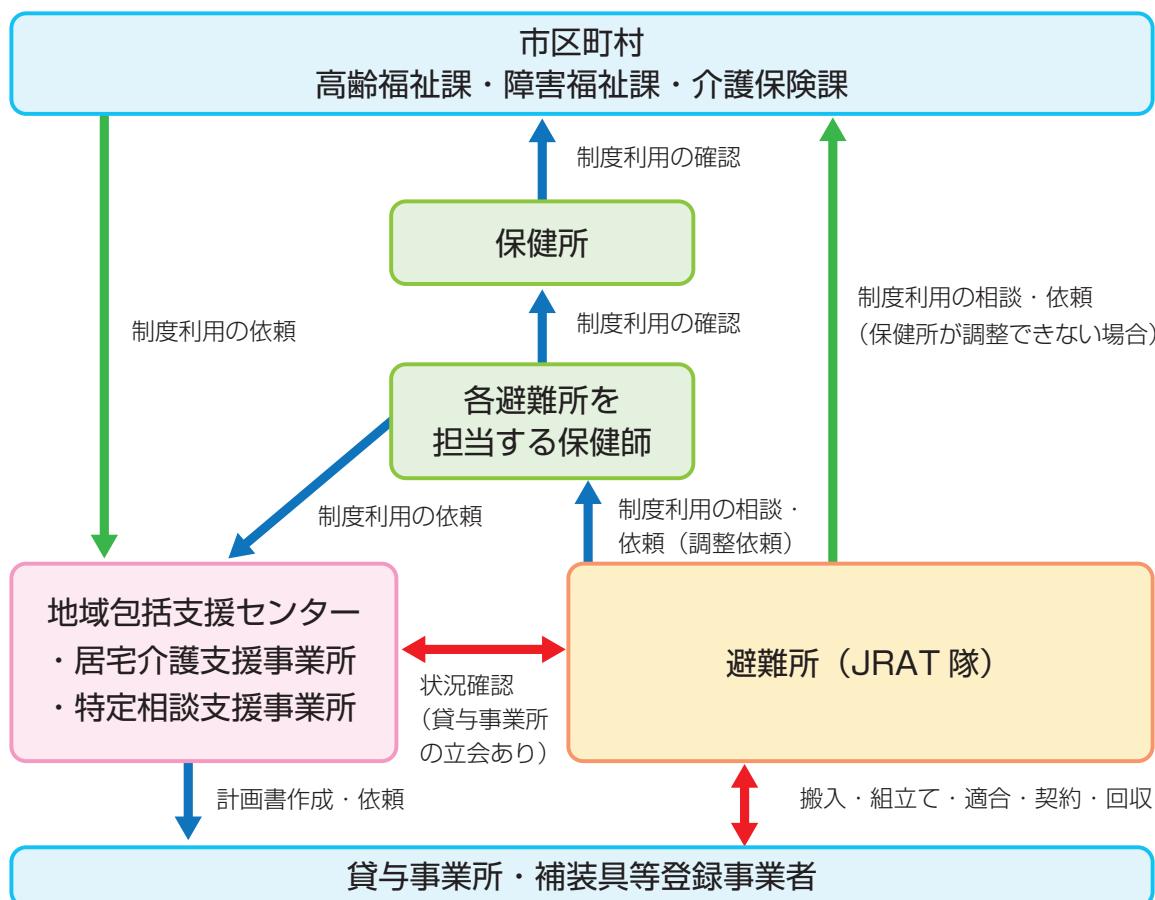


図4 制度利用による調達の流れ

1-1 制度利用の概要

制度利用とは、『介護保険制度』や『障害者総合支援法』等の制度を利用し、被災者に必要な福祉用具を調達するものです。制度利用は、地域の福祉用具事業者が対応するため迅速で、生活環境や身体状況の変化に合わせて福祉用具の変更・解約もできます。被災者の避難生活の終了後も、福祉用具と共に在宅に戻ることができ、在宅生活で適さない福祉用具は、速やかに変更・解約することができます。これにより、JRAT

隊員は、依頼と調達された福祉用具のチェックに集中することができます。

一方で、制度利用は原則として自己負担が発生するため、安易に用具を選定し、被災者の同意なしに進めることはトラブルの原因になります。避難所での制度利用における自己負担額の減免・免除や、被災や避難生活を通じて心身機能が低下した場合は、要介護認定を前倒して制度利用を受けられる場合もあるため、まずは調整依頼をした保健師や自治体の高齢福祉課・障害福祉課などの行政職員に相談し、助言を得ることを勧めます。

支援活動を通じて、制度利用において被災者や福祉用具事業者との問題が発生した場合は、当事者間で解決せず、調整依頼を受けた保健師などの行政職員や被災者を担当するケアマネジャーを通じて解決を目指すようにします。

なお、特に保健師などの行政職員は、被災状況によって著しく業務が増えてしまう場合もあります。関係者の過度な負担にならないように、配慮しましょう。



POINT!

- 制度を上手に活用し、迅速に福祉用具が届くようにしましょう！
- できるだけ保健師やケアマネジャーに同席してもらい手続きをしましょう！
- 自己負担の発生の有無は、予め確認しておきましょう！
- 保健師等の関係者への配慮も忘れずに行いましょう！

コラム①

平時の介護保険制度を利用した福祉用具の貸与の流れ

平時に介護保険制度を利用して福祉用具を貸与する場合は、まず要介護度を決定するため、市区町村の介護保険課や高齢福祉課に「要介護認定」を申請します。認定後、ここで判定された要介護度に基づき、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所でサービス計画書（ケアプラン）が作成され、サービス計画書作成者（ケアマネジャー）から各地域でサービスを提供する福祉用具貸与事業所へ依頼され、選定・適合の後、福祉用具貸与が始まります。

居宅介護支援事業所を選ぶ方法は、初めて要介護認定を受けた場合は、市区町村または地域包括支援センターから紹介を受けることが多いのですが、一度介護サービスを利用し始めるると、利用者や家族が直接選び、契約することが多くなります。それぞれの利用者にどのケアマネジャーが担当しているかは、利用者の居住している市区町村の介護保険課や高齢福祉課が情報を持っています。

「要介護認定」は居住する市区町村の介護保険課や高齢福祉課に申請しますが、大災害で広域避難した方は、避難先の市区町村が認定調査と認定を行うことになります。そのため認定までに日数を要し、介護保険制度を利用しての福祉用具貸与は困難になることがあります。

1-2 制度利用による調達の特長と注意点

特長

- ・被災地あるいは被災地近郊に福祉用具貸与事業所や補装具販売登録事業所があり、迅速な対応が行えます。
- ・搬入、組立て、適合、回収（引取り）は、福祉用具貸与事業所や補装具販売登録事業所が行うため、JRAT隊員の対応は必要ありません。
- ・使用された福祉用具の費用については、自己負担分を除き制度により負担されるため、各事業所との費用負担の交渉などの、JRAT隊員の煩雑な対応は必要ありません。
- ・自治体の担当者（高齢福祉課・障害福祉課・介護保険課・防災課などの職員）、保健師、ケアマネジャー、福祉用具貸与事業所や補装具販売登録事業所の福祉用具専門相談員等と密に連携が取れ、その後の不測の事態への対応力が向上します。
- ・JRATの活動終了後も、制度利用が継続します。

注意点

- ・制度利用の対象者にしか対応できず、被災者の制度利用が可能か否かの判断が即座にできないことがあります。
- ・被災状況によって、保健師等の行政職員の業務が膨れ上がり、対応できない場合もあります。
- ・制度利用が可能な福祉用具の種類が限られます。
- ・共用部分など不特定多数の被災者が利用する福祉用具は該当しません。
- ・制度利用による被災者の自己負担が発生します（減免・免除になる場合もあります）。



POINT!

● 制度の特長を活かし、その後の対応力をアップさせましょう！

● 制度利用ができる被災者を特定しましょう！

1-3 制度利用の担当行政機関等と介護保険サービス事業所等の把握

災害の発生を想定し、ハザードマップ等の重点地区を中心に、制度利用の中核を担う行政機関等とサービス事業所等を把握しておきます。予めリスト化し、地域 JRAT 内で共有しておくと、発災時にも迅速に相談や依頼ができます。行政機関等やサービス事業所等には以下が挙げられます。

行政機関等

- ・市区町村の高齢福祉課、障害福祉課

- ・保健所
- ・地域包括支援センター（在宅サービスセンター）
- ・身体障害者更生相談所
- ・福祉避難所

介護保険サービス事業所等

- ・居宅介護支援事業所（高齢者）、特定相談支援事業所（障害者）
- ・福祉用具貸与事業所、補装具販売登録事業所 など

※リスト化に並行して、福祉用具貸与事業所等の福祉用具カタログを入手しておくと、その地域で提供されている福祉用具が把握でき、依頼しやすくなります。
 ※災害発生時の自己負担額の免除・減免については、予め各自治体の対応を調べておくと、被災者へ助言しやすくなります。



- 関係機関のリスト化を進めましょう！
- 地域の福祉用具事業所のカタログを入手しておきましょう！
- 自治体の対応を予め調べておきましょう！

1-4 アセスメントの実施と依頼

アセスメントの実施に基づき、必要となる福祉用具を別紙5（指定依頼書）に記載します。記載にあたっては、必要な理由や、見込める効果ができるだけ記載し、依頼先（保健所・高齢福祉課・障害福祉課など）が状況を理解し、対応しやすくなるように努めます。また、身体状況以外にも以下の事項もできるだけ本人や家族に確認し、記載するようにします。

- ・制度利用の有無について（有る場合は、居宅名、事業所名、担当者名なども）
- ・制度利用中の福祉用具の滅失・破損の有無について
- ・制度外の利用中の福祉用具（個人所有の用具）の有無について

制度利用の依頼は、保健所（各避難所を担当する保健師）や市区町村の高齢福祉課や障害福祉課などの行政機関を通じて行います。特に保健所は、地域におけるさまざまな制度にも精通しており、被災者の情報も広く持ち、自治体や地域包括支援センター等との連携を図ることができます。また、被災者の制度利用に関する自己負担の免除や減免に関する情報も持っている場合もあります。保健所への依頼は、まず避難所の運営責任者（避難者の代表や、行政職員の場合などがあります）と協議します。避難所運営責任者が、既に各避難所を担当する保健師などの行政職員とコンタクトしている場合も多く、制度利用の福祉用具の調達を誰

に依頼すべきか、助言をもらうようにします。

また、保健所からの調整が難しい場合は、各自治体の高齢福祉課・障害福祉課・介護保険課へ相談します。これにより、各市区町村の対応や進め方なども把握することができます。依頼の受理が完了した際には、受理者の所属、名前、日付を記録しておきましょう。

なお、介護保険制度を利用する場合は、最終的に被災者を担当するケアマネジャーが作成するサービス計画書に基づいて福祉用具が提供されます。担当ケアマネジャーが対応できず代理のケアマネジャーが対応することもありますので、毎日行われる全体ミーティング（現地保健医療福祉調整会議等）で情報共有することが大切です。別紙5（指定依頼書）は、あくまでもJRATとして福祉用具が必要と判断した根拠を示すもので、要望書・意見書として活用します。サービス計画書が暫定計画書で良い場合もありますので、自治体の高齢福祉課や介護保険課に確認しましょう。



POINT!

- 避難所を担当する保健師などの行政職員と密に連携し、依頼しましょう！
- 被災者の身体状況や福祉用具が必要な理由は、できるだけ記録しておきましょう！
- 保健師などの行政職員への配慮も忘れずに行いましょう！
- 介護保険利用者はケアマネジャーが作成するサービス計画書が必要です。

コラム②

避難所の運営責任者

令和4年4月に改定され、内閣府から通達されている『避難所運営ガイドライン』では、避難所の運営責任者は「避難者の代表者」とされていますが、被災規模や地域防災計画の定めにより、自治体から派遣される行政職員や、避難所の施設管理者が運営責任者を務める場合もあります。このため、災害時の福祉用具の調達に対する知識や経験があるとは限りません。福祉用具の必要性を伝えるだけでなく、調達方法等の助言や支援が必要になることがあります。

一方で、避難所の運営責任者の下には、多くの支援者（行政職員や支援団体の担当者）が集まり、避難所運営会議が開催されます。ここに集まる支援者の情報を共有することで、福祉用具を調達するためのキーパーソン（保健師・自治体の高齢福祉課や障害福祉課の職員・地域包括支援センターの職員など）の紹介につながります。

1-5 搬入・組立て

ケアマネジャーによる状況確認後、制度利用が必要と判断されると、サービス計画書が作成されます。このため、ケアマネジャーによる状況確認時には、依頼したJRAT隊員は立ち会うようにしましょう。

サービス計画書が作成されると、ケアマネジャーから福祉用具貸与事業所へ、搬入・組立ての指示が送られます。搬入時には立ち会いたいことをケアマネジャーに伝えておくと、搬入日時の特定がしやすくなります。

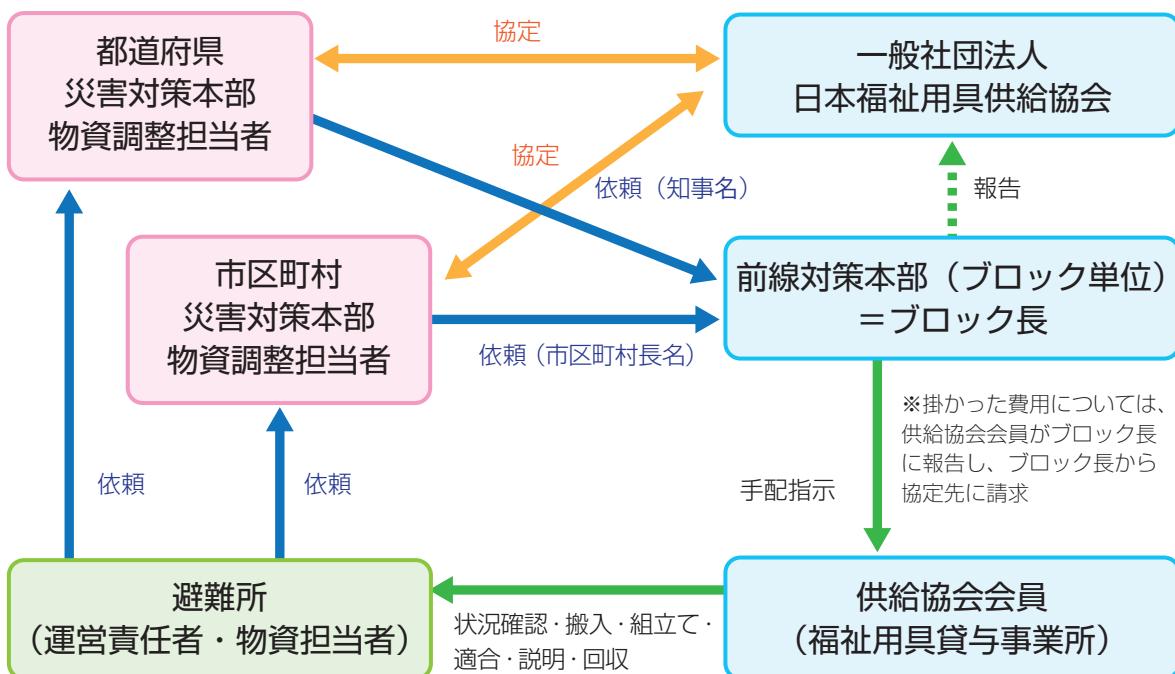
搬入に際しては、原則として依頼したJRAT隊員が立ち会います。制度利用の場合は、福祉用具貸与事業所が搬入・組立て・説明・適合・契約まで行うため、JRAT隊員は立ち合いと、適合に対する助言等を行います。制度利用は、避難生活における身体状況の変化に合わせ、福祉用具の変更や解約などもあり得ることから、福祉用具貸与事業所の担当者と面識を持ち、連絡できる環境を整えておくようにしましょう。



POINT!

- 搬入、適合時には立ち会うようにしましょう！
- 使用想定期間も関係者と話しておきましょう！
- 避難生活を通じた身体状況の変化に注意しましょう！

② 個別協定による調達支援



2-1 個別協定の概要

都道府県や市区町村が個別に締結する協定に基づき、被災者および避難所共用部分に必要な福祉用具が調達されます。協定の締結先は、主に一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下、供給協会）が担っています。個別協定は、供給協会のブロック単位で受け、ブロック長を通じて地域の供給協会会員（福祉用具貸与事業所）が対応するため、避難生活の終了後は制度利用へ移行でき、福祉用具を継続的に使用することができます（制度利用に移行の場合は、ケアマネジャーのサービス計画書に基づきます）。このため JRAT 隊員も支援期間に限定し、依頼とチェックに集中することができます。また、避難所における福祉用具の調達に係る費用は、協定の範囲内で、締結した都道府県や市区町村が負担するため、被災者の自己負担は発生せず、依頼しやすいのが特長といえます。

一方で、全国の都道府県や市区町村の総数を勘案しても、個別協定を締結している都道府県や市区町村数は多いとは言えません（2025年3月時点で 202 の都道府県や市区町村）。また、都道府県や市区町村が締結している場合は、避難所から市区町村または都道府県の物資調整担当者に依頼します。それぞれの災害対策本部内でその必要性が確認され、最終的に市区町村長名または都道府県知事名で締結先のブロック長に依頼されます。それらの要請を受け、ブロック長から各地域の供給協会会員（福祉用具貸与事業所）へ依頼し、避難所へ対応されるため、制度利用に比べて導入まで時間が掛かります。更に、各協定において貸与または提供できる福祉用具も個別に決まっており、選択肢は決して多くはありません。

個別協定に基づく調達は、都道府県や市区町村の公費を使用して貸与または提供されるため、依頼した福

祉用具の必要性を、依頼した JRAT 隊員が証明することなども配慮しなければなりません。また、既に被災者に福祉用具を提供している福祉用具貸与事業所（供給協会会員以外）がいるにも関わらず、現場主体で個別協定に基づく福祉用具を無償で提供すると、福祉用具貸与事業所間の衝突や、依頼した JRAT 隊員への苦情につながる場合もあるため注意しましょう。



POINT!

- 個別協定の有無や、協定で対応できる福祉用具を調べておきましょう！
- 制度利用ができない被災者や共用部分の福祉用具の調達に活用しましょう！
- 福祉用具貸与事業所間のトラブルにも注意しましょう！

2-2 個別協定による調達の特長と注意点

特長

- ・個別協定に基づく対応マニュアルがあり、都道府県知事または市区町村長から供給協会への依頼後は、迅速に対応されます。
- ・搬入、組立て、適合、回収（引取り）は、供給協会会員（福祉用具貸与事業所）が行うため、JRAT 隊員の対応が不要です。
- ・使用された福祉用具の費用については、協定を締結した都道府県や市区町村が負担するため、費用負担の交渉などの JRAT 隊員の煩雑な対応が不要です。
- ・制度利用の非対象者にも対応できます。
- ・共用部分等に必要な福祉用具も調達できる場合があります。

注意点

- ・協定を締結している都道府県や市区町村が限られています。
- ・協定内容によって、調達できる福祉用具が異なります。
- ・依頼内容が適切かどうかを都道府県や市区町村が判断したうえで供給協会へ依頼するため、制度利用に比べ調達まで時間が掛かります。
- ・依頼者の判断（選定・適合・変更など）が重要です。
- ・変更、解約時は、再び都道府県や市区町村、供給協会会員（福祉用具貸与事業所）との調整が必要になります。
- ・JRAT の活動終了後に、解約の判断・依頼をだれるか？など話し合っておく必要があります。



POINT!

- 制度利用に比べて時間が掛かることを考慮して依頼しましょう！
- 福祉用具の利用期間は予め関係者と話しておきましょう！

コラム③

一般社団法人日本福祉用具供給協会の協定

一般社団法人日本福祉用具供給協会では、大災害時において被災地等で必要とされている福祉用具の物資が迅速に供給できるシステムを構築することを目的に、平成23年12月より「災害時における福祉用具の提供協力に関する協定書」を各自治体と締結しています。

また、一般社団法人日本福祉用具供給協会に加盟する会員各社が大災害時において福祉用具物資の供給協力をすることをもって、復旧・復興を支援し罹災地に対する社会的貢献を履行すべき行動や手順を簡略に「大災害時の対応マニュアル」として示されています。

このような個別協定の動きは、災害時の福祉用具の調達に有効です。しかし、協定に関わる自治体内のマニュアルが未整備である場合や、自治体担当者の異動や長期間災害が起こらないことで、避難所からの手配方法が分からなくなってしまうこともあるようです。このため、個別協定が締結されている自治体については、平時からどのような流れで依頼されるか確認しておくと、JRAT隊員による災害時の迅速な依頼に加え、自治体担当者の平時からの準備につながることがあります。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、発災前から金沢市と締結しており、能登地方から多くの被災者が金沢市に避難してきたことから、石川県からの要請に対し金沢市の協定と同等の対応を、石川県ブロックが緊急的に実施しましたが、供給協会では災害発生前までの協定を原則としています。

2-3 事前確認

個別協定を締結している都道府県や市区町村は、全国的に見てもまだ多くはありません。各地域JRATの管轄地域における個別協定の有無を予め把握しておきましょう。福祉用具に関する都道府県や市区町村の個別協定は、主に供給協会が締結しており、同協会のホームページで確認しておきます。また、これ以外にも都道府県や市区町村が独自に締結している、福祉用具の調達に関する個別協定があり得ます。

【参考資料】『災害協定について』(一般社団法人日本福祉用具供給協会)
<http://fukushiyogu.or.jp/saigaikyoutei/index.php>

同ホームページには、大規模災害発時における対応マニュアルも掲載されており、締結している都道府

県や市区町村はこのマニュアルに沿って対応するため、対応の流れを理解しておきましょう。また、調達できる福祉用具は、都道府県や市区町村のニーズや各供給協会会員（福祉用具貸与事業所）の扱うサービスによっても異なるため、予め都道府県や市区町村、各供給協会会員（福祉用具貸与事業所）に確認しておくと、スムーズな調達につながります。



POINT!

- 個別協定を調べ、対応できる用具を確認しておきましょう！
- マニュアルも確認し、対応の流れを把握しておきましょう！

2-4 依頼の流れ

個別協定では、原則として協定に付帯する指定書式により、都道府県知事名・市区町村長名で締結先の供給協会のブロック長へ要請されます。このため、JRAT隊員からの調達要請は、別紙5（指定依頼書）を活用し、避難所の運営責任者或いは物資担当者に上げます。これを受け、避難所から市区町村（主に、災害対策本部）の物資調整担当者へ要請してもらいます。都道府県が個別協定を締結している場合でも、避難所からの要請は、まず市区町村に上げますが、都道府県から市区町村に対して依頼方法が伝わっていない場合は、直接都道府県の物資調整担当者に上げることもあります。市区町村への要請で、別紙5（指定依頼書）を使うか避難所の指定書式を使うかは避難所での判断に任せます。なお、共用部分のスロープや洋式変換用の便座などの依頼は、被災者名を特定できないため、アセスメント欄にその旨を記載しておきます。

都道府県または市区町村の物資調整担当者からの問い合わせに対しては、JRAT隊員は避難所の運営責任者等に協力し、知り得た情報や状況を説明し、依頼内容の必要性を理解してもらうように努めましょう。



POINT!

- 別紙5（指定依頼書）を活用しましょう！
- 依頼する福祉用具の必要性について、医療従事者として説明しましょう！

2-5 搬入・組立て

個別協定に基づく福祉用具の調達要請が受理されると、供給協会会員（福祉用具貸与事業所）から、避難所に対して事前確認が入ります。依頼した福祉用具・搬入経路・設置場所の状況・日時などが確認されま

す。個別協定の場合は、供給協会会員（福祉用具貸与事業所）が搬入・組立て・説明・適合まで行うため、JRAT隊員は、立ち合いと適合に対する助言等を行います。導入後の福祉用具の不具合や変更などに備え、供給協会会員（福祉用具貸与事業所）の担当者とは面識を持ち、連絡できる環境を整えておきましょう。

なお、個別協定に基づく福祉用具の調達に係る費用は、締結した都道府県や市区町村が負担することになるため、受領時には、依頼したJRAT隊員のサインが必要になる場合もありますが、受け取り者・使用者は被災者や避難所であるため、原則として被災者本人あるいは避難所運営責任者の受け取りサインになります。

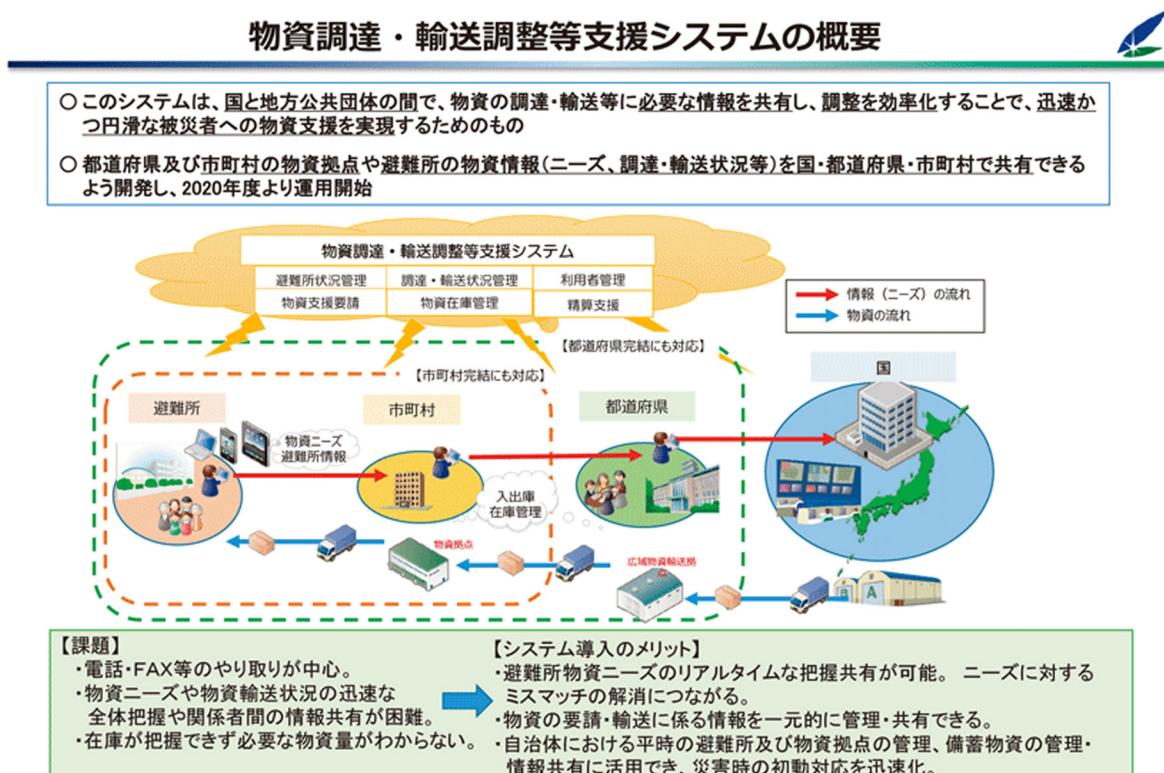
調達された福祉用具が貸与品の場合は、解約後は供給協会会員（福祉用具貸与事業所）によって回収されます。JRATの支援活動終了後に解約されることが多いため、不要になった際は速やかに搬入した供給協会会員（福祉用具貸与事業所）に連絡し、回収してもらうように、避難所の物資担当者や被災者に伝えておきましょう。また、調達された福祉用具が提供品の場合は、避難所の閉鎖後の処分方法で困る場合が多いため、JRAT隊員の支援活動が終了する前に、避難所関係者と話し合っておくようにしましょう。



POINT!

- 事業者の搬入、組立てに立ち合い、事業者に協力しましょう！
- 利用期間についても、供給協会会員（福祉用具貸与事業所）の担当者や避難所関係者と話しておきましょう！

③ 物資調達・輸送調整等支援システムによる調達支援



出典：内閣府資料

図 6 物資調達・輸送調整等支援システムによる調達の流れ

3-1 物資調達・輸送調整等支援システムの概要

内閣府の物資調達・輸送調整等支援システム（以下、支援システム）は、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報等を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するために、2020年度より運用が開始されました。支援システムは、段ボールベッドや紙おむつなど、既に登録されている物資から選択し調達するプッシュ型と、被災地のニーズに合わせて調達するプル型があります。プル型の場合は、各都道府県より届いた物資要請の必要性を、内閣府で判断し、関係する各省庁に振り分けられます。各省庁において、調達する物資に関する“法人格を持つ団体等（一般社団法人等）”に、要請・調整を経て調達されます。福祉用具は、主にプル型で調達されます。

支援システムを活用した調達は、制度利用ができない被災者や共用部分の福祉用具や、個別協定で対応できない福祉用具の調達にも有効な方法です。また、提供だけでなく貸与（レンタル）での対応も、実績としてあります。

なお、支援システムを活用した調達は、『最後の砦』とも言えます。本来、避難所に必要な備品類は、各市区町村で準備すべきものであり、JRATが調達を支援する福祉用具は、避難所生活に欠かせない、期間と

使用場所を限定したものであることを理解しておきましょう。



POINT!

- 制度利用ができない場合や、個別協定もない場合に活用しましょう！
- 都道府県が発信している支援システムの運用マニュアルを理解しておきましょう！

3-2 支援システムによる調達の特長と注意点

特長

- ・制度利用ができない被災者や避難所の共用部分等の福祉用具の調達ができます。
- ・都道府県や市区町村による個別協定がなくても、全国的な福祉用具の調達ができます。
- ・調達できる福祉用具の範囲が広がります（制度対象品以外の福祉用具の調達）。
- ・使用された福祉用具の費用については公費負担となるため、費用負担の交渉などのJRAT隊員の煩雑な対応が不要になります。

注意点

- ・調達された福祉用具の振り分け、組立て等は、原則として依頼したJRAT隊員が行います。
- ・依頼内容が適切かどうかを市区町村と都道府県が判断したうえで支援システムへ入力し、国も必要性を判断したうえで関係省庁が調整に入ることから、都道府県や市区町村の個別協定に比べ調達まで時間が掛かります。
- ・依頼根拠の証明や無駄のない活用など、依頼したJRAT隊員の対応が必要です。
- ・提供された福祉用具の変更は、再び依頼し直さなければならないため、大きな労力と時間を要します。
- ・JRATの活動終了後に、解約の判断・依頼をだれが行うか？など話し合っておく必要があります。



POINT!

- 制度利用や個別協定に比べて時間が掛かるなどを考慮して依頼しましょう！
- 支援システムで調達された福祉用具の実績を自治体に確認してみましょう！
- 福祉用具の利用期間は予め関係者と話しておきましょう！

3-3 依頼の流れ

支援システムを活用した依頼は、専用システムの閲覧と入力が必要です（避難所のID登録が必須）。避難所からの依頼は、システムを介して市区町村、都道府県を経て、内閣府に送信され、関係省庁に振り分けられます。フル型で手配されることが多い福祉用具の調達の場合、まず各自治体がその必要性を判断します。このため、JRAT隊員からの調達要請は、別紙5(指定依頼書)を活用し、避難所運営責任者あるいは物資担当者に伝えます。最終的に関係省庁から要請することを考慮し、福祉用具に関する情報は、できるだけ細かく記載しましょう。大分類・中分類だけでなく、福祉用具の名称やサイズ、提供か貸与かなども記載しておくと、要請しやすくなり、被災者の身体状況に合っていない福祉用具が届いてしまうのを防ぐことができます。なお、共用部分のスロープや洋式変換用の便座などの依頼は、アセスメント欄に現状の使えない要因や、どのような身体状況の被災者がいるかを記載しておくと、自治体の判断にも役立ちます。

依頼した福祉用具の必要性に関し、各自治体の物資調整担当者からの問い合わせに対しては、依頼したJRAT隊員が、知り得た情報や状況を説明し、依頼内容の必要性を理解してもらうように努めましょう。

支援システムを利用した物資調達では、システムを通じて依頼され、物流システムにより避難所に届くため、システム入力者（物資担当者など）以外に届く物資の情報が共有されない場合があります。知らない物資が突然届くことや、届いた物資を別の者が使ってしまうこともあります。このため、避難所内で依頼した帳票（福祉用具の場合は別紙5(指定依頼書)）と、支援システムで依頼したフォームは印刷し、避難所内ですぐに突合できるように物資担当者に促しましょう。別紙5(指定依頼書)は、念のためコピーを取っておくと記録として残すことになります。

既に被災者に福祉用具を提供している事業者がいるにも関わらず、現場主体で支援システムを活用して福祉用具を無償で提供することで、事業者間の衝突や、依頼したJRAT隊員への苦情につながる場合もあるため、注意しましょう。



POINT!

- 依頼は避難所の物資担当者にお願いしましょう！
- できるだけ具体的な福祉用具の名称でお願いしましょう！
- 依頼書は確認のため、二部作成し保管しておきましょう！
- 届いた福祉用具が支援システムによる調達物資なのか確認しましょう！
- 福祉用具の利用期間は予め関係者と話しておきましょう！

コラム④

避難所の物資担当者

避難所では、飲食料・寝具・衣類など、さまざまな物資が必要となります。これらの必要な物資を調達する担当者として、物資担当者が配置されます。物資担当者は、主に市区町村から避難所に派遣された行政職員が担当することが多いようです。

『物資調達・輸送調整等支援システム』は、インターネットを介して、避難所のパソコンからログインできるため、セキュリティー対策として操作できるのは行政職員になります。しかし、このシステムを利用して物資を調達するためのマニュアル整備は、まだ遅れているのが現状のようです。

3-4 搬入・組立て

提供品の場合は、梱包された状態で避難所に届きます。このため、原則として依頼したJRAT隊員が避難所内で振り分け、組立て、操作説明をします。依頼したJRAT隊員が組立てや操作説明ができない場合は、避難所に出入りしている福祉用具の事業者等に協力を要請しましょう。この場合も、制度利用による調達を優先しておけば、その福祉用具事業者が協力してくれる可能性が高まります。

また、提供品として届く福祉用具は、発災当時に製造企業が用意できる物（長期在庫品）などが提供される場合もあり、被災者の身体状況に合っていない（特にサイズ）場合もあります。身体状況と大幅に適合しない福祉用具では、例えばクッションなしで車いすに長時間座っていたために、臀部に褥瘡ができる、車いすのサイズが合っていないために、ずっとこけ座りとなり、誤嚥し肺炎を発症する、杖の長さが身体に合っていないために、歩行中に転倒し骨折するなどの二次障害につながる可能性もあるため、無理に使用しないようにしましょう。

貸与品の場合は、提供する事業者が搬入・組立て・説明・適合まで行うため、JRAT隊員は立ち合いと適合に対する助言等を行うだけになります。福祉用具の不具合や変更などもあり得ることから、事業者とは面識を持ち、連絡できる環境を整えておきましょう。また、貸与の場合は、利用期間も予め事業者と打ち合わせておきます。

なお、支援システムによる調達に係る費用は、公費で負担されることになるため、受領に関するサインは、原則として避難所となります。貸与品は、解約後は事業者によって回収されますが、提供品については、避難所の判断で処分されます。提供品については、避難所の閉鎖後の処分方法で困る場合が多いため、JRAT隊員の支援活動が終了する前に、避難所関係者と話し合っておくようにしましょう。



POINT!

- 届いた福祉用具が、提供品なのか貸与品なのか確認しましょう！
- 提供品の場合は、避難所関係者に振り分けの協力を得るようにしましょう！
- 貸与品の場合は、事業者に協力しましょう！
- 利用期間についても、事業者や関係者と話しておきましょう！
- 被災者の身体状況に合っていない福祉用具は無理に使わないようにしましょう！

④ 義肢装具の調達支援

4-1 義肢装具の調達支援の概要

避難所で生活する被災者の中には、被災前から使用していた義肢装具が破損や滅失している場合もあります。義肢装具については、外観からどの制度を利用しているかの判断が難しく、調達には専門的な知識・技術と時間を必要とするため、前述した調達支援での対応は難しく、義肢装具製作事業所につなぐようになります。

義肢装具は他の福祉用具と違い、同じものであっても使用する時期によって2つに大別されます。1つ目は、症状が固定する前に、治療のために医師の指示のもと一時的に使用され、各種医療保険制度によって給付される「治療用の義肢装具（治療用装具、練習用仮義肢）」であり、2つ目は治療が終わり、変形または機能障害が固定した後に日常生活動作などの向上のために使用され、障害者総合支援法によって給付される「更生用の義肢装具」です。更生用の義肢装具は、「補装具」に含まれます（治療用の義肢装具は補装具には含まれません）。



POINT!

- 義肢装具は2つに大別されることを理解しましょう！

4-2 義肢装具の調達の特長と注意点

特長

- ・被災地あるいは被災地近郊には義肢装具製作事業所があり、迅速な対応が行えます。
- ・再製作、修理、調整等の対応は、義肢装具製作事業所が行うため、JRAT隊員の対応は必要ありません。
- ・対応に要する費用については、制度により負担額が決定されるため、費用負担の交渉などのJRAT隊員の煩雑な対応が必要ありません。
- ・JRATの活動終了後も、制度利用により義肢装具の利用が継続します。

注意点

- ・外観からはどの制度を利用しているか判断できません。
- ・被災によって新たに義肢装具が必要になった場合は、医師・義肢装具士の介入が必要になります。
- ・義肢装具の選定や適合には専門的な知識を必要とします。
- ・制度利用による被災者の自己負担が発生します（減免・免除になる場合もあります）。



POINT!

● 特長を活かし、義肢装具製作事業所につなぎましょう！

4-3 義肢装具製作事業所の把握

各市区町村の障害福祉課に相当する部署には、登録された義肢装具製作事業所がリスト化されており、そのリストを予め入手しておくと避難所で義肢装具の課題に直面した際にスムーズに対応することができます。



POINT!

● 平時より市区町村から義肢装具製作事業所のリストを入手しておきましょう！

4-4 状況把握と依頼

義肢装具に関する何らかの課題（義肢装具未所持、滅失、破損、不適合）を確認した場合は、新規製作、再製作、修理、調整等が必要となるため、当該の義肢装具が「治療用」なのか「更生用」なのかをJRAT隊員が被災者やその家族から聞き取ります。

発災前に義肢装具を所持しておらず、被災により新たに義肢装具が必要となった場合には、治療を受ける医療機関を紹介し、後は医師の判断になります。

治療用の義肢装具の滅失、破損、不適合は各種医療保険制度の対応となるため、製作した義肢装具製作事業所または治療を受けた医療機関に連絡します。

更生用の義肢装具は、身体障害者手帳での対応となるため製作した義肢装具製作事業所に連絡します。製作した義肢装具製作事業所が不明な場合には、市区町村の障害福祉課に相当する部署に連絡し、義肢装具に関して困っている利用者がいることを告げ、リストに登録されている義肢装具製作事業所に連絡をしてもらうように依頼します。その後は、義肢装具製作事業所の義肢装具士が介入し、再製作、修理、調整等の対応が行われます。

災害によっては、厚生労働省より事務連絡が通知される場合があり、義肢装具製作事業所の代理受領が認められる場合や、自己負担分が減免される場合があります。

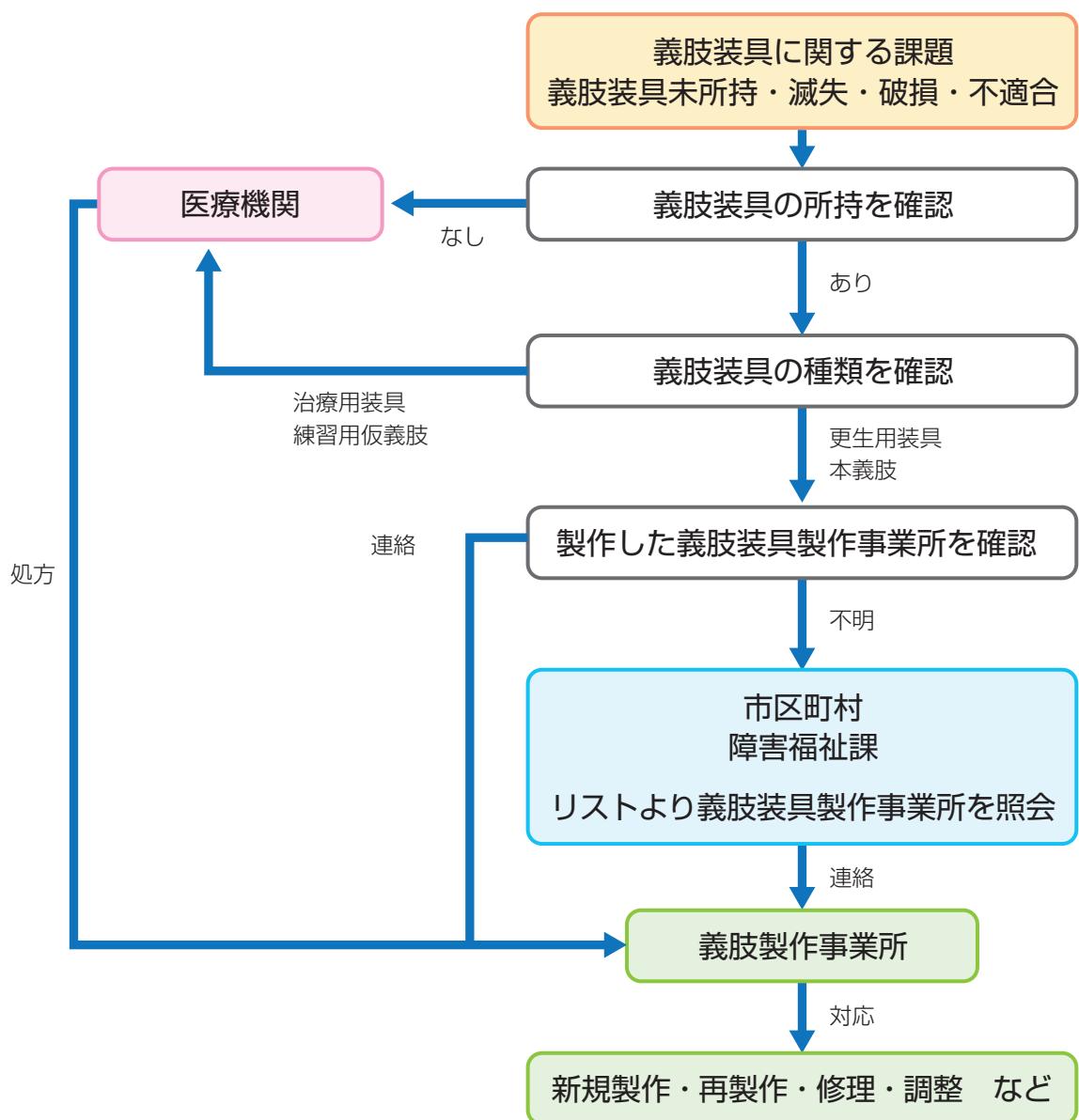


図 7 痾肢装具に関する課題を確認した際の流れ



- 痾肢装具の種類（治療用か更生用か）を確認しましょう！
- 近隣の義肢装具製作事業所に連絡して義肢装具士を介入させましょう！
- 災害時は厚生労働省からの事務連絡通知がないか確認しましょう！

4-5 義肢装具の新規製作、再製作、修理、調整等

被災者の義肢装具に関する対応については、義肢装具製作事業所の義肢装具士がすべて行うため、JRAT隊員が対応することはありません。平時における治療用の義肢装具および更生用の義肢装具（補装具）の支給については図8・9をそれぞれ参照してください。

費用負担については、治療用の義肢装具は、要した費用の全額を申請者が義肢装具製作事業所に支払います（図8※1）が、後日7～9割（利用する保険制度によって異なります）が還付されます（償還払い方式）（図8※2）。

身体障害者手帳による更生用の義肢装具は、治療用の義肢装具と同様の償還払い方式の場合は、その費用の全額を申請者が義肢装具製作事業所に支払います（図9※1）。その後、申請者が市区町村に補装具費の請求を行うことで、申請者に9割が還付されます（図9※2）。

また代理受領方式の場合は、自己負担金（原則1割負担で37,200円を上限。所得に応じて減免される場合あり。）を申請者が義肢装具製作事業所に支払います。残りの9割は、義肢装具製作事業所が市区町村に申請し、市区町村が義肢装具製作事業所に支払います。

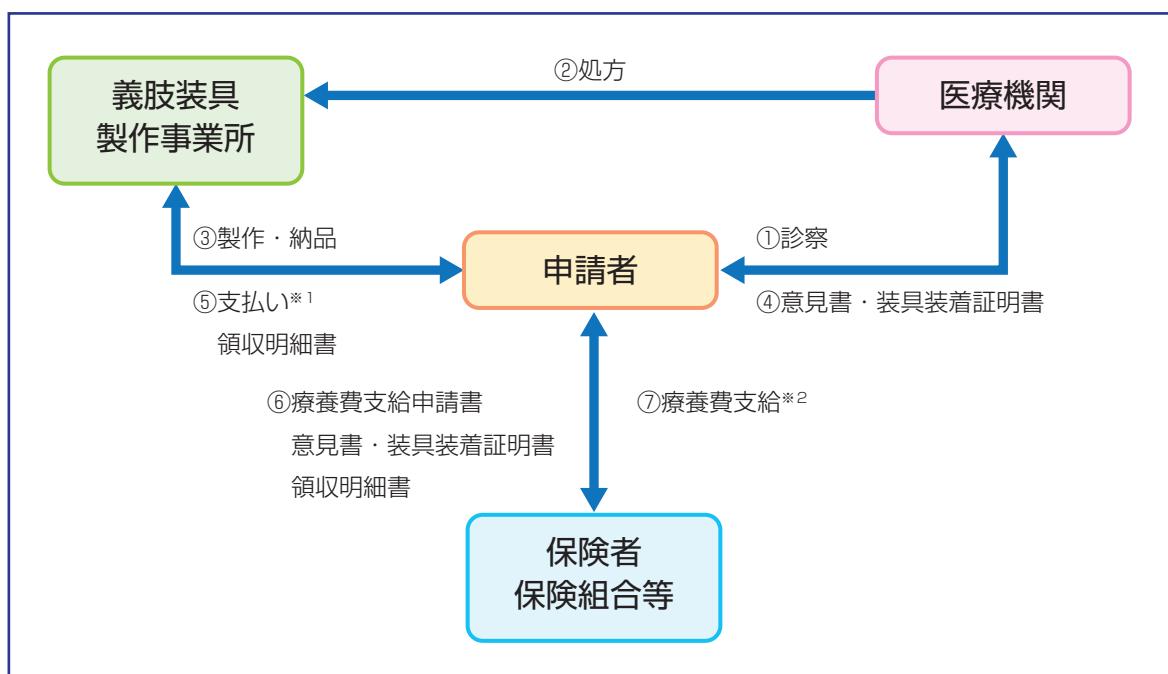


図8 治療用の義肢装具の支給の流れ

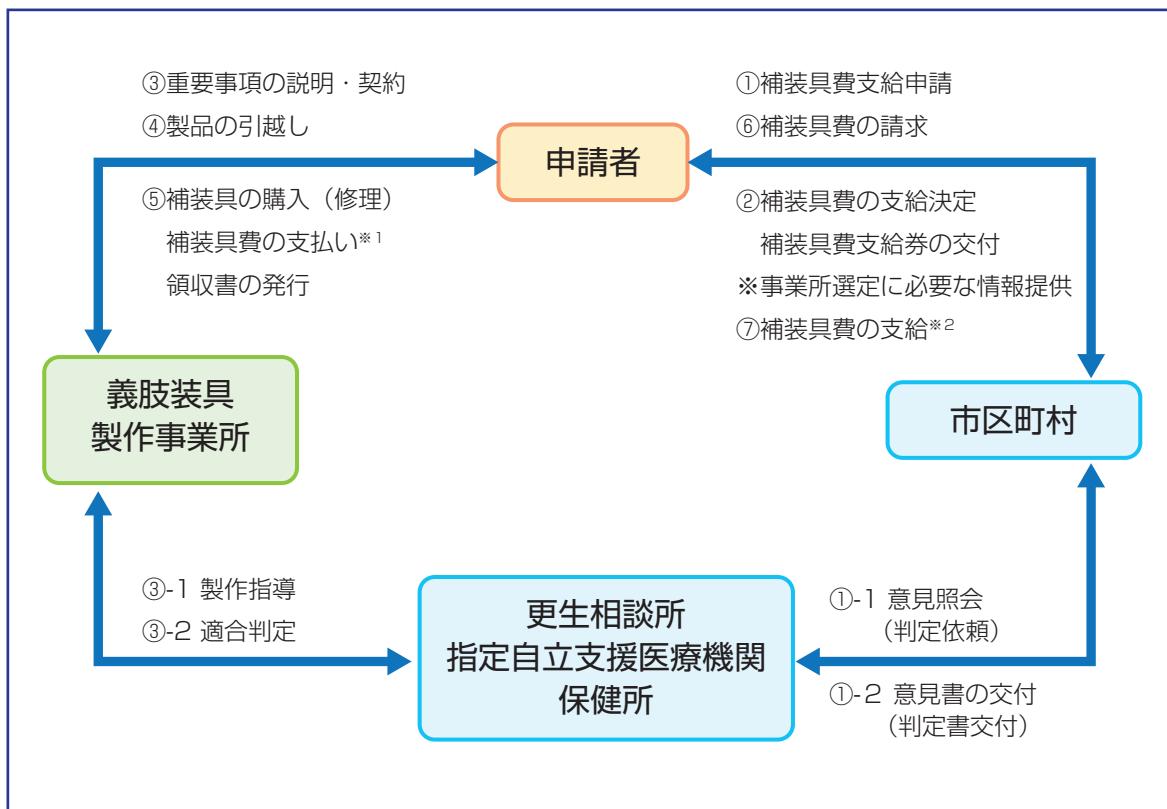


図9 更生用の義肢装具（補装具）の支給の流れ



POINT!

- 修理、調整等は近隣の義肢装具製作事業所に連絡して、義肢装具士に対応を任せましょう！
- 平時からの支給の流れも理解しておきましょう！

第6章 啓発活動

JRATの支援活動における福祉用具の調達を円滑かつ迅速に行うためには、平時からの啓発活動が必要です。このため、以下のような取り組みを行いましょう。また、啓発活動を通じて得た情報は、別紙1『災害時福祉用具調達支援チェックリスト』に記録しておきます。災害時の福祉用具調達の初動を早め、円滑に対応するためのチェックリストとして活用しましょう。

①福祉用具に関する研修会の実施

JRAT隊員向けの福祉用具に関する研修会を実施しましょう。地域の福祉用具貸与事業所や補装具販売登録事業所、義肢装具製作事業所などに協力を依頼し、福祉用具について学びます。また、避難所での活用事例の検討会を行うと、発災時の課題解決力が向上します。

②避難所関係者向け研修会の実施

都道府県や市区町村職員（防災課・高齢福祉課・障害福祉課）、保健師、ケアマネジャー、特定相談支援員、福祉用具貸与事業所（供給協会会員含む）、補装具販売登録事業所、義肢装具製作事業所等が参加できる福祉避難所向けの集団研修会を定期的に開催し、JRATの取り組みを紹介します。その一つに福祉用具の調達の方法についての研修も加え、発災時への意識を高め、協力関係を築きましょう。また、個別協定が締結されていない都道府県や市区町村に対しても、供給協会会員である福祉用具貸与事業所に供給協会の取り組みを紹介してもらい、締結先を増やすことにもつなげましょう。

③供給協会以外の個別協定先との合同研修会の実施

供給協会以外の個別協定が結ばれている都道府県や市区町村と、その締結先との合同研修会を開催し、実務レベルでの依頼方法の確認、注意事項の確認などを行いましょう。

④保健師・JMAT・ケアマネ協会・DWAT・福祉用具専門相談員等の関連団体・職種との合同研修

関連団体との役割確認や、福祉避難所の設備の確認を行い、避難所利用が想定される住民を把握しておきましょう。想定される利用者像を踏まえ、福祉避難所における設備・備品を把握し、不足することが見込まれる場合は、市区町村への予算申請を促し、発災時に備えることができます。

⑤物資調達・輸送調整等支援システムの活用に関する合同研修会の実施

都道府県や主要な市区町村と連携し、支援システムの活用に関する合同研修会を実施し、活用方法を理解しましょう。発災時に調達してもらいたい福祉用具を予め共有しておくことで、自治体の支援システムの活用が円滑に行えるように働きかけましょう。

⑥研修の実施記録の保存

JRATの啓発活動は、記録としてホームページに保存し、全国の地域JRATで共有できるようにしましょう。



● 啓発活動を通じて、関係者との連携を深めましょう！

● 地域別の対応動向を把握しましょう！

別紙1 『災害時福祉用具調達支援チェックリスト』

2025年3月版

事前確認

①	DWAT等支援団体の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	主な支援団体:
②	都道府県・市区町村個別協定の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	都道府県・市区町村名:
③	都道府県・市区町村 個別協定の主な対象用具			
④	都道府県・市区町村 個別協定マニュアル	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	
⑤	関係者リスト	<input type="checkbox"/> 保健所		<input type="checkbox"/> 市区町村高齢・障害福祉課
		<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター		<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所
		<input type="checkbox"/> 特定相談支援事業所		<input type="checkbox"/> 福祉用具貸与事業所
		<input type="checkbox"/> 供給協会プロック長		<input type="checkbox"/> 供給協会会員
		<input type="checkbox"/> 補装具販売登録事業所		<input type="checkbox"/> 義肢装具製作事業所
⑥	避難所リスト	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	
⑦	福祉避難所リスト	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	
⑧	都道府県物資調達・輸送調整等支援システム・運用マニュアル			<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり

発災時の避難所状況確認

番号	項目	チェック	備考
①	避難所運営責任者の確認	<input type="checkbox"/>	
②	避難所物資担当者の確認	<input type="checkbox"/>	
③	避難所を担当する保健師の確認	<input type="checkbox"/>	
④	DWAT等支援団体担当者と役割分担の確認	<input type="checkbox"/>	
⑤	市区町村高齢・障害担当者の確認	<input type="checkbox"/>	
⑥	被災者自己負担額の減免・免除の確認	<input type="checkbox"/>	
⑦	避難所の設備・備品の確認	<input type="checkbox"/>	
⑧	被災者の身体状況の確認		

福祉用具調達支援

番号	項目	チェック	備考
①	福祉用具調達計画の策定	<input type="checkbox"/>	
②	関係者リストの作成	<input type="checkbox"/>	
③	配布リストの作成	<input type="checkbox"/>	
④	その他	<input type="checkbox"/>	

福祉用具調達後の適合確認

番号	項目	チェック	備考
①	被災者別福祉用具の適合確認	<input type="checkbox"/>	
②	共用部分の課題確認	<input type="checkbox"/>	
③	その他課題確認	<input type="checkbox"/>	
④	活動終了後の福祉用具の処理等		

別紙2 『福祉用具調達計画書・関係者リスト』

福祉用具調達計画書（都道府県）

年 月 日 時点

被災都道府県		現地対策本部・本部長	○○ JRAT ・
調達責任者		ロジ要員	
副責任者			
都道府県の調達方針	制度 その他	個別協定	調達支援システム
JRAT 調達方針（全体）			
制度利用調達計画			
個別協定調達計画			
物資調達・輸送調整等 支援システム活用調達計画			
その他調達計画			

福祉用具調達計画書（市区町村）

年 月 日時点

被災市区町村		現地対策本部・本部長	〇〇 JRAT・
調達責任者		ロジ要員	
副責任者			
	制度	個別協定	調達支援システム
都道府県の調達方針	その他		
JRAT 調達方針（全体）			
制度利用調達計画			関連部署・者
個別協定調達計画			関連部署・者
物資調達・輸送調整等 支援システム活用調達計画			関連部署・者
その他調達計画			関連部署・者

関係者リスト

年 月 日時点

※区分：制度・協定・SS（支援システム）・その他

別紙3 『福祉用具配布リスト』

年月日時点

別紙4 『避難所で活用される福祉用具の種類』

2022年3月作成 1/4

大分類	中分類	特長	レンタル	購入	備考
車いす	標準型（自走用）	利用者本人が操作する一般的な車いす。	○		
	標準型（介助用）	介助者が操作する一般的な車いす。軽量タイプが多い。	○		
	セミモジュール型	取付位置の調整や、部品の交換で身体に合わせることができる車いす。アームサポート、フットサポートも開閉や着脱可能なものが多い。簡易のシーティングも行える。	○		
	チルトリクライニング型	背もたれの角度調整、座面角度の調節が行える。座位保持が困難な利用者が長時間座位を保つのに適している。	○		
	簡易型電動車いす	標準型の車いすの車輪部に駆動モーターが取り付けられ、スイッチ操作で電動で移動できる車いす。介助者が操作できるものもある。電源（充電用）を要する。	○		
	ハンドル型電動車いす	ハンドル式で4輪、3輪のタイプがある。シニアカーともいわれる。電源（充電用）を要する。	○		
車いす付属品	車いす用クッション	車いす用の床ずれ予防クッション。ウレタン、エア、ゲルなどの様々な材料が使われている。長時間車いすを利用している利用者には必須。	○		
	スライディングシートボード	表面が滑りやすい材質になっており、車いすからベッドなどへの座位姿勢のまま横移乗しやすいボード。車いすから車両への移乗などでも使われる。	○		
歩行器	持ち上げ型	固定式の歩行器で、利用者が持ち上げて前に出し、身体の支えとして利用する。立ち上がり補助としても使われる。	○		
	交互型	左右のフレームが前後に可動し、身体の動きに合わせて交互に動かして使用する。	○		
	車輪付き	前脚の2輪か4輪すべてに車輪を付け、身体の動きに合わせて歩行器を動かす。ある程度ご利用者自身が身体を支えられないと、転倒の危険がある。	○		

2/4

大分類	中分類	特長	レンタル	購入	備考
歩行車	標準型	前面と両側の3方向で囲まれ、グリップを握り車輪を動かして移動する。一時的に休めるように、シートがついているものが多い。	○		
	前腕支持型	前屈みの姿勢で、前腕を載せて使用する。腕全体で身体を支えるため負担が小さく、特に円背の利用者に適している。	○		
	抑速ブレーキ付き	車輪に速度を抑制するブレーキ機構が備わった歩行器。下り坂での使用や、歩行が安定しない利用者が歩行器の動きに着いていけない場合に有効。	○		
杖	サイドケイン	4点のベースが広く、身体を安定させて歩行を補助する。立ち座り時に使用することもある。	○		
	多点杖	3点・4点に分岐したベースで身体を支える。ベースも固定式と可動式があり、可動式は路面の傾斜に合わせてベースを安定させるが、不安定になる場合もある。	○		
	ロフストランドクラッチ	前腕にカフを差し入れ、前腕とグリップで身体を支える。カフには、前側が大きく開いたオープンタイプと、一部だけ切り込みが入ったクローズタイプがある。	○		
	松葉杖	腋下とグリップ、上肢全体で身体を支える。素材は軽量のアルミを使用したものと、木製がある。	○		
手すり	据え置き型	重量のあるベース上に手すりが取付けられたもの。手すり形状は様々であり、端座位からの立座りや、床面からの立座りに適している。手すりの角度が調節できるものや、面タイプのものもある。	○		
	突っ張り型	床と天井で突っ張る縦型の手すり。天井高が低い場所で、伝い歩きなども可能。	○		
	トイレ用	ポータブルトイレを囲むベースの付いたものや、便器や壁に固定する。	○		

大分類	中分類	特長	レンタル	購入	備考
特殊寝台	モーター数による分類	背上げ、足上げ、昇降機能が備わったベッド。モーター数で可動する機構数が変わる。電源を要する。	○		
特殊寝台付属品	マットレス	特殊寝台と組み合わせる。ベッドの背上げや足上げを配慮したものや、寝心地、起き上がり、端座位保持などに適したものがある。	○		
	サイドレール	特殊寝台と組み合わせる。転落防止や、寝返り動作を補助するものとして使用される。	○		
	介助バー	サイドレールの一部が開閉し、ベッドからの立座り動作に使用される。グリップのみは握っての立座りに使われ、側面にパッドが付いたものは、膝を当て、身体を引っ張りながら立座りができる。	○		
	スライディングシート	ベッド上での姿勢変更や、位置変更などで使われる、滑りやすい材質を使用したシート。ロール状とシート状がある。シート状はカットし折り畳んだり、2枚重ねで使用する。柔らかいものは、衣類などの着脱でも使われる。	○		
床ずれ予防用具	交互型	空気の入ったセルが両隣と交互に膨らみ、局所的に圧力が掛かり続けないようなエアマット。ポンプ側で空気圧を制御する。電源を要する。	○		
	体位変換型	エアマットの機構に加え、身体全体を左右に傾けさせる機能を有したもの。ある程度の体位変換が自動で行われる。電源を要する。	○		
	静止型	除圧効果の高いマットレス。ウレタンや空気室構造、ゲルタイプがある。電源を使わず、音が気にならないメリットもある。	○		
スロープ	フラット型	一枚板で構成された可搬型のスロープ。置くだけで使用できる。車いす利用者と介助者が同時に載って使用する。アルミ製やファイバーカーボンなどの軽量のものがある。軽量タイプは台車などは使用できない。	○		
	レール型	二枚に分かれた細長いレール状のスロープ。車いすの車輪幅に合わせて、最小限の寸法で設置できるため、扉のある場所での使用に適している。	○		

大分類	中分類	特長	レンタル	購入	備考
トイレ補助用具	ポータブルトイレ	居室空間で使用できる据え置き型のトイレ。樹脂製、木製、スチール製などがある。脱臭機能やウォシュレット付きなどもある（電源を要する）。バケツ式や汚物用の袋を被せ、袋ごと処理することもある。		○	
	自動排泄処理装置	レシーバーが排泄物を感知すると自動的に吸引や洗浄する機能を有するもの。電源を要する。	△ ※本体のみ貸与	△ ※レシーバーのみ購入	
	腰上げ便座	便座の代わりに置き、座面を高くし、立座りしやすくするもの。手すり付きなどもある。		○	
	洋式変換便座	和式のトイレの上に置き、洋式トイレに変更するもの。		○	
入浴補助用具	シャワーシート (背付・背無・回転式)	入浴用のシャワー椅子。雑貨としての風呂用椅子に比べ、座面が広く、高さ調節ができる、立座りしやすく、安定している。背もたれ付き、背もたれ無し、座面が回転するタイプ、折り畳みできるタイプなどがある。		○	
	バスマット	浴室への出入り、浴槽への出入りで転倒しないように、敷くだけで使用できる滑り止めのマット。		○	
	入浴用手すり	浴槽の縁に挟み込むだけで使用できる入浴用の手すり。浴槽の跨ぎ動作を安定させる。ユニットバス向けの足付きもある。		○	
	浴槽台	浴槽の底面と洗い場の床面の高さを近づけるための踏み台。浴槽内の椅子としても使われる。		○	
	バスボード	浴槽の縁に置き、浴槽の跨ぎ動作を補助するボード。ボードに腰を下ろした状態で下肢の向きを変え、浴槽内に足を下ろしてから浴槽に浸かる。		○	

福祉用具の詳細については、以下のホームページなどから検索。

公益財団法人 テクノエイド協会 <http://www.techno-aids.or.jp/>

一般財団法人 保健福祉広報協会 <https://hcrjapan.org/>

別紙5 『福祉用具調達アセスメント・依頼書』

福祉用具アセスメントシート

記載日

年 月 日

地域 JRAT 名				記載者名		
避難所名						
避難所住所						
被災者名			性別	・男	・女	年齢
被災者現住所						
制度利用	・無	・有	・介護保険（介護度）		・障害者総合支援（等級 障害名（	）
使用中の福祉用具 (制度・破損等)				()	()	
				()	()	
筋力の低下	・無	・有	・下肢	・上肢	・体幹	
起居動作	・自立	・一部介助	・全介助	特記：		
立ち座り動作	・自立	・一部介助	・全介助	特記：		
歩行動作	・自立	・一部介助	・全介助	特記：		
排泄動作	・自立	・一部介助	・全介助	特記：		
その他生活動作	・自立	・一部介助	・全介助	特記：		
発生している課題						
将来起こり得るリスク						
その他（居宅名・担当者名など）						

福祉用具調達依頼書

依頼先	・制度利用（・介護保険　・障害者総合支援　・その他）		・個別協定（・都道府県　・市区町村）	
	・物資調達・輸送調達等支援システム（・提供　・貸与）			
用具の大分類	中分類	用具名	数量	備考（貸与・提供）
用具選定の理由				
見込める効果				
その他				

本人サイン

緊急連絡先： — — ()

編集後記（マニュアルからガイドへ）

JRATの支援活動全体が円滑かつ迅速に行えるように、令和4年9月に福祉用具の調達支援を優先し、災害時福祉用具等調達支援マニュアル Ver1 を作成・公開しました。その後、義肢装具等の調達支援について追記した Ver2への改訂作業を進めている最中の令和6年1月1日に、能登半島地震が発生しました。このため、Ver2にこの災害で得られる経験も踏まえた事項を盛り込むことについても委員会内で議論されましたが、義肢装具等の調達支援の周知を優先し、令和6年2月にマニュアル Ver2へ改訂しました。

能登半島地震では、マニュアル Ver1 を参考にし、制度利用を優先した福祉用具の調達を目指しましたが、被災地を離れ遠方に避難する要配慮者が多く、被災前に要介護認定を受けていない高齢者が多かったこと、市町の認定作業が進まなかったこと、ケアマネジャーなどの計画策定者が不足していたことなど、制度利用が困難な状況にありました。このため、石川県は一般社団法人日本福祉用具供給協会に福祉用具の貸与を要請しました。石川県は協定締結していませんでしたが、協定締結していた金沢市が主な支援地域であったことから、石川県ブロックが協定締結自治体と同等の対応を行い、被災者の福祉用具調達が行われました。福祉用具の貸与は協定締結が原則であり、多くの自治体が協定締結することが望まれます。

これらの経験を踏まえ、災害の種類・規模や、地域・避難所の状況によって対応方法がさまざまであり、福祉用具の調達支援は画一的な方法がなく、より柔軟な対応が求められることから、名称を「災害時福祉用具等調達支援マニュアル」から「災害時福祉用具調達支援ガイド」に変更しました。

各地域 JRATにおきまして本ガイドを活用し、行政機関や他団体と災害時の福祉用具調達支援方法を議論し、各地域にあった方法を確立してください。

なお、2024年7月に委員会の名称を「福祉用具委員会」に変更いたしました。

福祉用具委員会
委員長 西村一志

福祉用具委員会メンバー表

(委員は五十音順・敬称略)

役職	氏名	所属と勤務先	職種
委員長	西村 一志	回復期リハビリテーション病棟協会常任理事・特定医療法人社団勝木会やわたメディカルセンター	医師
委員	芥川 雅也	日本義肢装具学会 JRAT 委員・専門学校日本聴能言語福祉学院	義肢装具士
委員	内田 正剛	医療法人堀尾会 熊本託麻台リハビリテーション病院	作業療法士
委員	桂 律也	JRAT 理事・日本リハビリテーション工学協会副会長・社会医療法人社団三草会 クラーク病院	医師
委員	國安 勝司	岡山 JRAT 副会長・川崎医療福祉大学	理学療法士
委員	中村 春基	JRAT 顧問（前事務局長）・日本作業療法士協会前会長	作業療法士
委員	中村 靖彦	アビリティーズ・ケアネット株式会社専務取締役	
委員	根岸 和諭	JRAT 理事・日本義肢装具士協会副会長・福岡義肢製作所	義肢装具士
委員	明城 徹也	NPO 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）事務局長	
事務局	古澤 文夫	JRAT 事務局	

今後活用時の質問やご指摘、助言については JRAT 事務局へお願いいたします。

メール Email : jrat-office@jrat.jp

版記録

令和4年9月16日（バージョン1）

令和6年2月 1日（バージョン2）

令和7年6月 1日（ガイド版）

